

子育て世帯応援プロジェクト 学校給食等について支援します

物価高騰に伴う子育て世帯の負担を軽減するため、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、令和5年10月から令和6年3月までの学校給食費等について次のとおり支援を行います。

■対象者 下記の①から③のいずれかに該当する者

- ①市内の小中学校に在籍し、学校給食の提供を受けている児童生徒
- ②市内の小中学校に在籍し、アレルギー・疾病により昼食を持参する小松島市在住の児童生徒
- ③市外の小中学校（特別支援学校含む）に通学する小松島市在住の児童生徒

■支援内容 左記対象者の①から③の区分に応じて下記の通りとする。

対象者 ① 給食費無償

対象者 ②③ 1人あたり補助金月額5,000円の支給

申請の手続き等

対象者 ① 申請の必要はありません。

対象者 ②③

対象者には、原則として年内に個別に申請書を送付しますので、学校課へ提出してください。年内に申請書が届かない場合は学校課までご連絡ください。

審査実施後、12月下旬以降に指定口座に振込みます。補助金交付決定通知書にて振込日をご確認ください。

問 ①給食費無償化について 市教育委員会 教育政策課（教育庁舎2階）

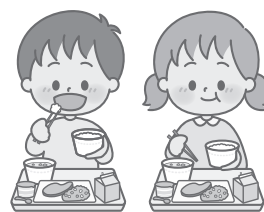
☎32・3813/FAX32・2126

✉kyouikuseisaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp

②③補助金について 市教育委員会 学校課（教育庁舎2階）

☎32・3811/FAX33・3540

✉gakkou@city.komatsushima.i-tokushima.jp



住宅改修工事に伴う 固定資産税減額のお知らせ

既存住宅で各 **主な要件** に該当する改修工事を行った場合、申請により固定資産税が減額されます。工事完了後3ヵ月以内に減額申請を行ってください。

バリアフリー改修工事

改修した翌年度分の固定資産税額が**3分の1減額**（1戸あたり100平方メートル相当分まで）されます。

主な要件

- ①新築された日から10年以上を経過した住宅
- ②令和6年3月31日までに改修工事が完了した住宅
- ③改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下の住宅
- ④65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかの方が居住する住宅
- ⑤居住部分の床面積が家屋の床面積の2分の1以上ある住宅
- ⑥これまでにこの減額の適用を受けたことがない住宅
- ⑦改修工事に要した費用のうち自己負担分が50万円を超えるもの

耐震改修工事

改修した翌年度分の固定資産税が**2分の1減額**（認定長期優良住宅の場合は3分の2減額）されます。（1戸あたり120平方メートル相当分まで）

主な要件

- ①昭和57年1月1日以前に建築された住宅
- ②令和6年3月31日までに改修工事が完了した住宅
- ③改修工事に要した費用が50万円を超えるもの

省エネ改修工事

改修した翌年度分の固定資産税が**3分の1減額**（認定長期優良住宅の場合は3分の2減額）されます。（1戸あたり120平方メートル相当分まで）

主な要件

- ①平成26年1月1日以前に建築された住宅
- ②令和6年3月31日までに改修工事が完了した住宅
- ③改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下の住宅
- ④居住部分の床面積が家屋の床面積の2分の1以上ある住宅
- ⑤これまでにこの減額の適用を受けたことがない住宅
- ⑥改修工事に要した費用のうち自己負担分が60万円を超えるもの

申請・問 市税務課 固定資産税担当（市役所1階）

☎32・2115/FAX33・3401

✉koteishisanzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp